

2020年（令和二年）3月23日

新型コロナウイルスへの対応について主任介護支援専門員からの声明

練馬区主任介護支援専門員協議会

会長 小島操

現在の状況と課題

新型コロナウイルスに関して、高齢者である利用者、家族の不安が大きくなっている毎日である。テレビなどの報道による影響が大きく、情報の正確な判断が難しいために心理的な不安も大きくなってきている。マスクやアルコール類などの生活用品が購入できないことに関しても精神的な不安がつまっている。今後の長期化への対応について介護支援専門員が問い詰められることもある。

在宅で、ポート管理や気管切開などの医療処置を行っている家族にとっては衛生用品の備蓄がいつまで持つか不安が絶えない。人が大勢集まる所という意味ではデイサービスに行くのも不安だが、行かないと入浴もできないし食事もとれない状態となる。自宅に居ても家族は仕事で不在、精神的な不安と共に閉じこもりがちだった生活にまた逆戻りしていく。デイサービスが中止になったら困る、と本人も家族も訴えながら、そこから感染症への恐怖も消えない。

介護支援専門員のケアマネジメントプロセスにおいても、訪問や担当者会議への遠慮や拒否が出始め、介護支援専門員自身にも、どういう基準をもって訪問を決めるかの迷いも生じている。厚労省から運用に関する通知は出ているものの、通常のケアマネジメントの必要業務が行いにくくなっていることは否めない。これが長期に及ぶ場合、高齢者の生活把握がしにくくなり、それによる弊害も起こりうる。

状況を共有した協働の必要

都内では居宅介護支援事業所への業務対応の通知などが保険者からも出されたところがあり、出される前にその地域の介護支援専門員の団体と現状把握や意見交換を行った保険者もあった。このような時こそ、区民の健康のため、また介護支援専門員の安全と専門性の保持のためにも、現状把握と情報共有を含めて意見交換を行政と行うことの意味は大きいと思われる。

練馬区では介護支援専門員に係る団体が3団体あり、それぞれの活動の中に介護支援専門員が直面する利用者の生活情報が集積している。これらの団体の持つ情報はぜひとも保険者と共有して、一緒に検討を行っていくことができれば今後感染症ばかりでなくすべての危機管理においても区民のために大きな有効性を期待できると思われる。互いの積極的な話し合いの機会を検討していきたい。

介護支援専門員にとっては、どのような事態においても、ケアマネジメントにおける必要なプロセスがないがしろにされてよいはずはない。介護支援専門員の「訪問」は「玄関先」で済ませられるものであるとは限らない。また、モニタリング等への訪問の制限は利用者の生活状況把握に大きく影響することは言うまでもない。QOLの低下を招くことのないように保険者と共に現状に即した工夫を検討し、行っていくことが区民のためにも重要

である。

利用者の生活の質を守るために

新型コロナウイルスによる発熱などについても、高齢者の場合にどのような手順で相談していくのか、地域の医療体制はどのような役割を持っているのか、医師会との情報共有を行っていく時ではないだろうか。今こそ多職種連携のネットワークを活用し具体的な実践としなければならない。

通所系サービス、訪問系サービスにおいても、感染者が出た場合には、サービスの中止や自粛がその地域全体に及ぶことになると予想され怖れられてもいる。ケアプランの実施が困難となった場合の代替サービスも現状では十分とは言い切れない。

多職種間での連携を取りながら利用者の生活の質的な低下をくいとめることが重要である。このままだと今まで取り組んできている重度化防止にも影響を及ぼし、この状態がフレイルの発生要因にもなる。通所サービスの中止に伴って、通所系サービスの「訪問」への振替が提案されたが、それは利用者の生活にとって大きな変化となる。その内容が利用者の生活の維持を優先させたプログラムとなるようようモニタリングにも尽力を図ることが求められる。

感染症の状況と対応を含むケアプランの見直しを

介護支援専門員はケアマネジメントプロセスにかかわる業務において、マスク、手洗い、検温などの基本的な行為を実施している。自らが感染者となってはならないし、感染媒体となってはならない。居宅介護支援事業所は比較的従業員数が少なく、一人事業所も多いため、アルコール類やマスク等の緊急時の備蓄まで準備が行き届いてないのが実情である。介護支援専門員は訪問を主とする職種であり居宅介護支援事業所へのマスクの支給は事業所の存続にもかかわる必須事項である。

環境と共に状況が変化しているこのときこそ、高齢者の生活支援のためには介護支援専門員の訪問によるアセスメントや相談支援が極めて重要であること、それに伴う感染症への対応を含むケアプランの検討が行われて初めて、現在の状況下においても利用者の生活を守ることができることを忘れてはならない。